

令和5年11月14日(火)

交野市都市整備部農政課

大谷新池沈砂池浚渫工事 質疑回答

番号	質疑	回答
1	浚渫土処分は汚泥(産業廃棄物)扱いであるが、現地状況に応じて一般残土扱いでもよいでしょうか。その際の処分単価は変更の対象となるでしょうか。	仕様書に記載のとおり、受注者の責によらない事項については協議の対象である。
2	浚渫工法については、同程度の処分・清掃が可能であれば、工法指定するものではないということでしょうか。また、その際の単価は変わらないとの解釈でよいでしょうか。	設計書と同程度の処分・清掃が可能であれば、工法を指定するものではない。その際は、設計変更の対象とはならない。
3	1号代価表「側溝清掃車、距離0.01km」となっているが、土砂吸引後、一度場内に仮置きし、ダンプトラックにて搬出处分という施工内容でしょうか。	場内の仮置きは想定していない。吸引後にダンプトラックへ排出し、即時搬出を計画している。
4	側溝清掃車による吸引が困難であると考えられるが、施工方法の変更協議が必要となった場合、道路使用許可などを含めた各関係機関との調整が必要となります。その場合、工期も含めた変更は可能でしょうか。	現地状況・条件により、協議の対象とする。
5	草処分が発生すると考えられますが、設計変更の対象となるでしょうか。	現地状況・条件により、協議の対象とする。
6	土砂の含水比が高くダンプトラックでの運搬が困難な時は曝気乾燥が必要と考えられますが、その場合、工期も含めた変更は可能でしょうか。	現地状況・条件により、協議の対象とする。
7	土砂の仮置きが必要な場合、搬出可能な場所でバックホウ及び80m ³ の土砂を仮置きする場所は提供していただけるのでしょうか。	必要な場合、協議・調整を行う。